

〈第1号〉

第6期 事業報告

自 平成28年7月 1日

至 平成29年6月30日

I. 事業概要

不動産に係る国民の権利の明確化に益々寄与する公益法人となって5年が過ぎ、これまで積み上げてきた成果が評価された一年でした。

当協会は公益社団法人になる前の平成23年3月12日、長野県北部の栄村地震災害と公益社団法人認定後の平成26年7月9日、南木曾町の豪雨災害、同年11月22日に発生した白馬村を震源とした神城断層地震により大町市・白馬村・小谷村で発生したそれぞれの災害に対し、地方税法第381条7項にもとづく「災害復興支援に関する覚書」を締結し、建物の滅失に関する登記を無償にて実施しました。その功績が評価され本年3月24日長野県庁において災害復興支援事業に対する長野県知事感謝状を頂きました。これに先立ち平成28年10月1日白馬村から、同年11月3日小谷村から感謝状を頂きました。これらは当協会の社会貢献度の高さとして不動産に係る国民の権利の明確化に寄与してより良い社会環境整備へ大きく貢献していることが評価されたことの表れと考えます。

また、長野県下の公立小中学校に対しての「ここ石プロジェクト」と銘打った校庭への徒競争用トラック、野球、サッカーコート等の指標設置事業を実施しました。

第6期の公益目的事業活動の状況は、社員の一致した努力の成果のおかげで、5期連続して公益目的事業の増加が見られ、建築基準法第42条2項による後退線分筆登記作業の契約、国土調査法第19条5項の地図作成事業を受託し工期内に納品することが出来ました。今後も継続して発注が行われる見通しで、今後の展開に期待を寄せています。

これは社員が一丸となってアピールしてきた当協会の公益目的事業活動に対し、社会の理解が少しずつ深まってきたことの相乗効果によるものと思います。今以上に社員、及び役員は当協会の社会的意義の理解を深め、社会に対しいかに貢献できる公益社団法人であるかを示していただきたいと思います。

長野地方法務局より受託した2か所の登記所備付地図作成作業に関して、上田市天神2丁目外地区の一部0.310平方キロメートルについては2月末に予定どおり完了し、長野市吉田2丁目地区の一部0.450平方キロメートルについては、1年目作業は大雪の中悪戦苦闘の上基準点を観測し、2年目作業は一転猛暑の中一筆地立会を経て、社員の努力により細部測量の作業に入るこ

とが出来ました。これにより精度の高い地図が完成し、当協会の主目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を進めることに寄与できました。

市町村等発注の業務については前述の新たな地方自治体からの発注だけでなく、各地区担当理事をはじめ、地元社員の皆様の活動努力により前期に比べ増加が見られるとともに、発注官公署に対する啓発、官民境界確定支援作業等の新たな事業活動の展開を期待しています。

これらは当協会の社会貢献度の高さと瑕疵のない当協会の成果品が不動産に係る国民の権利の明確化に寄与してより良い社会環境整備へ大きく貢献していることが浸透していることの表れと考えます。

主な事業を具体的に報告いたします。

1. 問題解決型事業の展開としては、中野市の国土調査法第19条5項適用に関連した提案やその前提となる公共基準点設置作業受託事業を見ても、社員、役員が一丸となって対応しており他の市町村への波及を期待するだけでなく、的確な助言と作業を実施できる人材を育成するとともに実施した地域に当協会の社会貢献度の高さと公共性を啓発しました。
2. 業務処理後の検討と改善策の対応については、業務処理について出来得る限り複数の担当者で対応する事で成果の信頼性を担保することとしました。これは成果に対し違う目線で検討を行うことは重要であるのでこれを常態化したいと思います。残念ながら複数の担当者が対応できる作業は、現在比較的大きな事業のみで行われているのが現実であり受託報酬額の低廉化の問題もありすべての事業に対応してはおりませんが、今後全事業に対応する手法を検討して行きたいと思います。
3. VIII系原点及び日本で海岸線から一番遠い地点への1級公共基準点に関しては、維持管理を行い公共基準点の意義の浸透に努めました。
4. 不動産の権利の明確化啓発事業（当協会設立30周年を期する事業）については次のとおり実施しました。

・県下小中学校グラウンドのトラックライン等の指標設置協力を、実施目標の30校を上回る36校実施しました。第3期で長野県下全ての公立小学校に絵本「じめんのボタンのナゾ」を寄贈したことを契機に提案した「ここ石プロジェクト」における校庭への徒競争用トラック、野球、サッカーコート等の指標設置事業は相当の反響があり、今まで実施した学校からは、再度の要請と、新たな学校からも強い要望があり、第7期においても同様の公益目的事業の啓発活動を進めたいと考えています。

・嘱託登記事務研修会を、官公署職員向けに、公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会と協力して、2回にわたり開催しました。各地区においても、登記事務研修会の開催、官公署主催の研修会への講師派遣など、官公署職員をはじめとして広く登記の知識を知っていただき、不動産に係る国民の権利の明確化における筆界の重要性を再認識していただく啓発活動を積極的に実施し

ました。

・「社会貢献と不動産に係る国民の権利の明確化を推進する」を第一に、一般市民の皆さんにも公共嘱託登記の重要性と専門性を知っていただく観点から、官公署の皆さんや広く一般市民の皆さんに向けた講演会を第3回公開シンポジウムとして松本東急REIホテルにおいて第1部の基調講演を公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会理事であり公益社団法人青森県宅地建物取引業協会会長橋場寛氏を迎え開催しました。また、第2部では、パネリストとして基調講演をした橋場寛氏、中央大学法科大学院客員教授(元東京法務局長)弁護士寶金敏明氏、公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会理事長北村通將氏、長野県土地家屋調査士会会長松本誠吾氏、当協会理事長塩川豊、コーディネーターに当協会副理事長三原雅が参加しパネルディスカッションを開催しました。当日は官公署職員をはじめ土地家屋調査士、司法書士、一般市民の皆さん等、約120名にご参加頂きました。

・広報活動の中において、第4期に全社員に無料配付した協会名を背中に入れた安全ベストは、着用していることを条件に傷害保険に加入しています。この保険契約期間を平成30年2月1日まで更新しました。この保険は一般事件にも適用され、作業時に常に着用することで、当協会のアピールに繋がるものと考えております。補助者に対しては実費相当額(同じ保険に加入)にて配付しており、相当数の補助者に配付されており当協会のアピールに貢献していただいております。この安全ベストは我々の思惑以外に14条地図作成作業において、明確な身分証明書となるという効果をあげております。

残念ながら「公嘱しなの」と嘱託登記ハンドブックについては、今期も諸事情により発行することはできませんでしたが、掲載する資料等の検討・収集等は継続して行っており、出来るだけ早く発行に漕ぎつきたいと考えております。

5. 長野地方法務局より受託し東日本大震災前に実施した14条地図作成作業の基準点成果について、測地成果2011に対応する準備をしました。
6. 昨期導入したUTM(複数の異なるセキュリティー機能を一つのハードウェアに集約し統合脅威管理を行う機器)を継続使用するとともに、各端末においてもセキュリティーソフトを強化しました。

最後に、来期は今期にまして名実ともに公益社団法人として着実に実力を発揮する体制を構築しその実力を社会に示し、公益目的事業を増進するために、社員、役員が一丸となって尚一層の活発な活動をして行かねばならないと確信しています。